

資料

(金融審議会 資産運用に関するタスクフォース
委員の主な意見)

令和5年10月27日

金融庁

1. インベストメントチェーン全般

- ① 資金（金融）の出し手である資産運用業の高度化、受け手である産業界のさらなる活性化、その2つを結びつける資本市場の整備、これらが課題。
- ② 資産運用業の改革を考える上では、資産運用業、アセットオーナー、販売会社、金融機関、上場企業、家計、個人を含めて、総合的、体系的に取り組む視点が必要。
- ③ 資産形成層か富裕層かなどでリスク選好は異なる。人口動態だけでなく、中央か地方かなど多様な資金の性質に応じた多様な運用があるという点にも広く関心を向けながら議論いただきたい。
- ④ 東京マーケットの強みは高い信用力と豊富な資金量、安定的なバンキングシステムなどのコンサーバティブなもの。投資家を呼び込む上では、新たなグローバル取引ができるという、オリジナル性、差別化が必要で、政府も大胆に取り組むべき。

2. 資産運用業の高度化

- ① 運用会社の新規参入を促し、運用力を向上する観点から、コンプライアンス業務などの外部委託を柔軟にできるようにする制度が望ましい。
- ② 退職したファンドマネジャーが新しい運用会社を立ち上げると、スキルや経験が引き継がれることになる。こうした意味でも新興運用会社の設立をサポートするのは重要。
- ③ 運用対象の多様化は、最終受益者である家計が投資に対する一定のリスクを許容できることが前提。金融リテラシー向上に向けた金融経済教育の拡充が必要。
- ④ 強力な販売チャネルを担っている金融機関の系列に属する運用会社と、独立系の運用会社の足元における状況の違いを踏まえた議論も必要。
- ⑤ 多面的な視点での投資を促すという観点から、資産運用業における投資判断に関わる人材の多様化、具体的には女性や外国人の登用を進めていく必要。

3. アセットオーナーの機能強化

- ① アセットオーナーの機能強化は、資産運用業の機能強化と車の両輪であるとの観点から検討を進めるべき。
- ② 企業年金については、投資先企業が短期的な利益追求に陥ることを助長することがないように留意した運用が必要であり、コーポレートガバナンス改革の進化に向けた取組を進めていただきたい。
- ③ 企業年金のアセットオーナーとしての高度化の成否は、経営者が株主や従業員に対する責任を真剣に果たすか否かによる。したがって、企業年金という角度から、経営者に対するガバナンスを改善していくことが必要であり、機関投資家や、議決権行使助言会社等においては、企業との対話テーマに企業年金を含めるなど、適切な対応が求められる。
- ④ 企業型確定拠出年金（DC）では、従業員の老後の生活の安定が運用商品のラインナップにより左右される。運営管理機関が属する金融グループの利益のために、従業員の利益が犠牲にされるなど、あってはならない。運営管理機関としての金融機関を監督する金融庁は適切に対応すべき。

※ 資産運用に関する現状の概観について委員の意見をまとめたもの。